

## 教育委員会定例会会議録

### 1 日 時

平成29年3月8日（水）

開会 13時30分

閉会 15時37分

### 2 場 所

教育委員室

### 3 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員 森脇健夫委員長、岩崎恭典委員、前田光久委員、柏木康恵委員、  
山口千代己教育長

欠席委員 なし

### 4 出席職員

教育長 山口千代己（再掲）

副教育長 木平芳定、次長（教職員担当） 浅井雅之、

次長（学校教育担当） 山口颯、次長（育成支援・社会教育担当） 中嶋中、

次長（研修担当） 中田雅喜

教育総務課 課長 長崎敬之

教育財務課 課長 中西秀行、長尾和子

教職員課 課長 小見山幸弘、班長 加藤真也、班長 岡村芳成、  
主幹 奥山充人、主幹 佐川久美子、主幹 田中宏明

福利・給与課 課長 上野公民、課長補佐兼班長 中野雅人、班長 玉田朋紀

高校教育課 課長 長谷川敦子、課長補佐兼班長 井ノ口誠充、班長 萬井洋、  
指導主事 中谷亘良、主幹 杉阪英則、指導主事 込谷徳隆

人権教育課 課長 赤塚久生、人権教育監 宇仁田元、主幹 松本徹

全国高校総体推進課 課長 三宅恒之、課長補佐兼班長 横山正吾

### 5 議案件名及び採択の結果

件 名	審議結果
議案第56号 専決処分の承認について（平成28年度三重県 一般会計補正予算（第7号））	原案可決
議案第57号 専決処分の承認について（平成29年度三重県 一般会計補正予算（第1号））	原案可決
議案第58号 専決処分の承認について（知事等の給与の特例 に関する条例案）	原案可決
議案第59号 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決

議案第60号	教育職員免許状の更新等に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第61号	三重県立学校における学校運営協議会を設置する学校の指定について	原案可決
議案第62号	三重県立学校における学校運営協議会を設置する学校の再指定について	原案可決
議案第63号	公立学校職員の退職手当に関する条例に基づく人事委員会への意見聴取について	原案可決
議案第64号	平成30年度三重県立高等学校入学者選抜実施方針（案）について	原案可決
議案第65号	三重県立四日市工業高等学校への専攻科の設置について	原案可決

## 6 報告題件名

### 件 名

- 報告1 平成30年度全国高等学校総合体育大会の準備状況について
- 報告2 教職員の資質能力向上支援事業の平成28年度実施結果及び平成29年度概要について
- 報告3 平成30年度三重県立四日市工業高等学校専攻科入学者選抜の概要について
- 報告4 三重県人権教育基本方針の改定（最終案）について

## 7 審議の概要

### ・開会宣言

森脇健夫委員長が開会を宣告する。

### ・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

### ・前回審議事項（平成29年2月9日開催）の審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

### ・議事録署名人の指名

岩崎委員を指名し、指名を了承する。

### ・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第63号は個人情報が含まれるため、議案第64号から議案第65号及び報告3から報告4は公表前のため非公開で審議することを決定する。

会議の進行は、公開の議案第56号から議案第62号を審議し、報告1及び報告2

の報告を受けた後、非公開の議案第63号から議案第65号を審議し、報告3及び報告4の報告を受ける順番とすることを決定する。

・審議事項

議案第56号 専決処分の承認について（平成28年度三重県一般会計補正予算  
（第7号）） （公開）

（中西教育財務課長説明）

議案第56号 専決処分の承認について（平成28年度三重県一般会計補正予算（第7号））

平成29年2月21日急施を要したため、別紙のとおり平成28年度三重県一般会計補正予算（第7号）に係る意見聴取について専決処分したので、これを報告し承認を求める。平成29年3月8日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 平成28年度三重県一般会計補正予算（第7号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から意見を求められたが、急施を要したため、三重県教育委員会教育長事務専決規則第3条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項によりこれを教育委員会に報告して承認を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

それでは、おめくりいただきまして、次のページが知事からの意見照会に対して、原案に同意する旨の回答でございます。その裏面が、知事からの照会文となっております。

それでは、その内容につきまして、1ページです。教育委員会関係分につきましては、総額23億8,953万2,000円の減額補正を行おうとするもので、その主なものは2ページに整理しております。教職員の人件費につきまして再算定を行いました結果、教職員退職手当で15億7,203万6,000円を、小学校人件費で4億3,191万6,000円を、中学校人件費で1億6,069万2,000円を、高等学校人件費で1億5,245万円を、特別支援学校人件費で1億1,305万2,000円をそれぞれ減額するものです。

次に、人件費を除く主な事業についてですが、教育総務費のうち、高等学校等進学支援事業費は、高等学校等修学奨学金の貸与者の実績見込の精査により、5,855万1,000円を、高校生等教育費負担軽減事業費は、高校生等奨学給付金の実績見込の精査による減額等により、2,450万8,000円を減額するものです。

高等学校費のうち、学校施設法定点検事業費は、入札による委託料の減額に伴い、2,651万7,000円を減額するものです。

特別支援学校費のうち、特別支援学校施設建築費は、5億9,658万5,000円を増額いたしますが、これは主に国の経済対策、平成28年度補正予算（第2号）を活用して、松阪あゆみ特別支援学校教室棟整備工事及び稲葉特別支援学校空調設備ほか改修工事を前倒しして実施しようとするものです。なお、これらの工事及び松阪あゆみ特別支援学校教室棟整備工事（小中学部分）につきましては、年度内の完了が困難なため、5ページのとおり繰越明許費に計上しています。

社会教育費のうち、受託発掘調査事業費は、国及び中日本高速道路株式会社からの受託工事費の減少により3,181万5,000円を減額するものです。

議案の説明は、以上でございます。何とぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

#### 【質疑】

委員長

議案第56号はいかがでしょう。

岩崎委員

強いて言えば、人件費等の再算定は、割合としては再算定としてはこんな感じかなと思うんですが、学校施設の法定点検事業費が、入札によって半分ぐらいになっているという感じですね。これはそういうものなのですか。

教育財務課長

これは例年、乖離が多いところですが、一応、管財課、あるいは営繕課の単価によって建築単価、公的な単価で弾くんですが、業者のほうは、委託でございますので、最低制限価格がありませんので、かなり低い値段で落札していただけるという状況がありまして、こういうことになっておりますが、何か点検をやらなかったということではありません。

岩崎委員

ただ、だからといって安すぎるという話でも困りますよね。品質保証なんかしたのかな。

教育財務課長

そこはきちんと検証して確認しておりますので。

岩崎委員

分かりました。

委員長

それでは、議案第56号は承認いたしました。

#### 【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

#### ・審議事項

#### 議案第57号 専決処分の承認について（平成29年度三重県一般会計補正予算（第1号））（公開）

（中西教育財務課長説明）

議案第57号 専決処分の承認について（平成29年度三重県一般会計補正予算（第1号））

平成29年2月21日急施を要したため、別紙のとおり平成29年度三重県一般会計補正予算（第1号）に係る意見聴取について専決処分したので、これを報告し承認を求める。平成29年3月8日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 平成29年度三重県一般会計補正予算（第1号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から意見を求められたが、急施を要したため、三重県教育委員会教育長事務専決規則第3条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項によりこれを教育委員会に報告して承認を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

それでは、1ページ目が知事からの原案に対する同意する旨の回答でございます。その裏面が、知事からの意見聴取の照会文でございます。

それでは、1ページでございます。教育委員会関係分は、教育関連条例案に基づく人件費の減額及び当初予算で計上を見送りました退職手当の計上により、1ページのとおり、総額で20億9,233万8,000円の増額補正を行おうとするものです。

歳出の主な内訳は2ページに整理しております。

教職員の人件費につきまして、教職員退職手当で29億290万2,000円を増額する一方、事務局人件費で1,749万7,000円を、小学校人件費で3億7,814万円を、中学校人件費で1億9,281万9,000円を、高等学校人件費で1億6,834万8,000円を、特別支援学校人件費で5,282万4,000円をそれぞれ減額するものです。

簡単でございますが、説明は以上のとおりです。何とぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

#### 【質疑】

委員長

議案第57号はいかがでしょうか。

退職手当について、当初予算で計上を見送ったという、それはどうして、事情か何かあるんですか。

教育財務課長

事情として、今回の予算が当初予算の時点では、まだ財源不足があって、31億円で、そこところが組めないということがありました。どこでどういったん、当初予算で組むかというところで、ここは勸奨退職分ですので、絶対的な経費と確定しているものではございませんので、とりあえずそこは、もちろん見込まれてはいたのですが、落としておいて、直ちに今回、3月2日に当初予算の1号補正ということで計上させていただいたということでございます。

岩崎委員

これは条例では何年間やるんですか。

教育財務課長

カットのことですね、3年間です。

委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

#### 【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

議案第 5 8 号 専決処分の承認について（知事等の給与の特例に関する条例案）

（公開）

（上野福利・給与課長説明）

議案第 5 8 号 専決処分の承認について（知事等の給与の特例に関する条例案）

平成 2 9 年 2 月 2 1 日急施を要したため、別紙のとおり知事等の給与の特例に関する条例案に係る意見聴取について専決処分したので、これを報告し承認を求める。平成 2 9 年 3 月 8 日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 知事等の給与の特例に関する条例案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、知事から意見を求められたが、急施を要したため、三重県教育委員会教育長事務専決規則第 3 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 2 項によりこれを教育委員会に報告して承認を求める必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

1 ページ目が、条例改正に対する意見書の写しになります。その裏面の 2 ページ目が知事からの照会文書です。

では、内容の説明をさせていただきます。7 ページをお開きください。概要等は前回の定例会終了後に説明させていただいている案件です。

知事等の給与の特例に関する条例案要綱ということで、前回、説明させていただいたのは、主に教育委員会の部分を中心にご覧いただきましたが、今回は県全体を一括で提案する条例になっておりますので、少し広めに設定をさせていただいた条例案になっております。

「1 制定理由」としましては、県の厳しい財政状況を考慮し、知事等の給与を特例的に減ずるものである。

「2 主な制定内容」としまして、（1）平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間において、知事等の給与を減額するための特例を定めるということで、それぞれ①知事の給料の月額を 1 0 0 分の 2 0 減ずる。②副知事の給料の月額を 1 0 0 分の 1 5 減ずる。③教育長、常勤の監査委員及び公営企業管理者の給料の月額を 1 0 0 分の 1 0 減ずる。④管理監督職員及びこれに相当する職員の職務の級の区分等に応じ、当該職員の給料の月額を 1 0 0 分の 1 0 から 1 0 0 分の 2 . 3 までに相当する額減ずるとさせていただいております。

また、（2）平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日までの間において、一般職に属する職員の勤勉手当について、年間支給割合を 1 0 0 分の 8 . 5 月分減ずるとさせていただいております。

「3 施行期日」としましては、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行となります。

その裏面が、主に教育委員会、学校現場になりますが、2 の（1）にありますように、校長先生が 2 . 8 %、教頭先生が 2 . 3 %、事務長は職務の給料表の級によりまして、2 . 8 %もしくは 2 . 3 %というような形になっております。

以上、説明を終わらせていただきます。ご審議よろしく申し上げます。

**【質疑】**

委員長

それでは、議案第58号はいかがでしょう。

岩崎委員

先ほどの当初予算の補正の根拠になるのが、この条例ということになるんですね。別に構わないだろうと思うんですが、当初予算の補正が出てきて、その根拠になるのが、後ろにあっていいんだろうか、というのがちょっと引っかかります。もちろん説明の順番とかそういうのがあるだろうけれど、専決処分だし、位置づけを見たら一緒ですが、やっぱり条例がこういうふう承認されて、その後、このように予算を減額にしましたというのがいいのかなと思っただけです。

委員長

ほかにございませんか。

**【採決】**

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

**・審議事項**

**議案第59号 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案（公開）**

（小見山教職員課長説明）

議案第59号 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成29年3月8日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

それでは、少し飛びますが、13ページに規則案の要綱を付けさせていただいております。

改正理由は、教職経験に応じた免許状取得単位数の軽減に係る教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、規定を整備するものということでございます。

改定内容は、免許法の別表の第8により免許状を授与される際の授与を受ける免許状に関する教職経験に応じた最低修得単位数を定めるというところでございます。この意味合いは、義務教育諸学校等の創設に関しまして、それぞれ免許法の施行規則が改正されまして、教職経験に応じて免許状を取っていただくのに、それを軽減しようという形のものでございます。

具体的説明として27ページをお願いいたします。これが、現行のものを表として準備させていただきました。それぞれ例えばということで、この別表の8であれば、上のほうの幼稚園教諭の2種の免許状を取るためには、小学校教諭の免許状を持って

いる人であれば、小学校で3年勤めた場合に6単位を、こんな形のものが定まっているところですが、これが、28ページのところで、それを少しでも軽減しようというところの中で、今回、それが定められた中身ということで、28ページに細かいですが、表の外の部分の文章の4行目のところにもありますが、在職年数等に応じて、それぞれ1年において3単位を在職年数に掛けた単位を軽減しようという形での免許取得についての軽減というところで、また、右表の中には新しく義務教育学校という形のものも示されて、そこに在籍している職員についてもという形になったところがございます。

具体的話として15ページで、例えばということで、真ん中のところで欄の2のところの小学校教諭の2種免許状を取りたいという方がという場合ですが、この方が、例えば中学校の教員の免許状を持っていると、表の左端のところですが、この方が3年勤めているということであればということで、その下の欄に括弧書きが3つ分かれています。もともとは第3段のところはゼロというところ、これが0、12、12ということで、12単位必要だったのが、例えば、義務教育学校に1年在籍すれば、3単位減って9単位で小学校2種の免許状が取れるようにしましょう。2年在籍すれば6単位でということで、あと3単位軽減して小学校2種の免許状が取れるようにという形の今回、改正ということで、国の免許法の改正に伴って、県のほうも変えたいという中身でございます。

それと、もう1点は書式の変更でございますので、17ページ以降は一部新旧対照という形でさせていただいていますが、男女の欄を様式上削ったというところで書式の変更を一部させていただいております。

簡単ではございますが、以上でございます。

#### 【質疑】

委員長

それでは、議案第59号はいかがでしょう。

具体的な話で申し訳ないんですが、例えば、15ページのさっきの説明でいうと、3単位ずつ減っていくんですね。そうすると、0になるときもあるんですか。

教職員課長

ちょっと言い忘れたのですが、ここに例えば中学校の欄で、この欄でいきますと右端にある12単位ということで、これの2分の1まで、これが限度ということで、そこまでが限度で1年につき3単位ずつという形で軽減をすることができるということです。

委員長

分かりました。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

岩崎委員

こういう免許法の改正が出てきた背景というのは、結局、義務教育学校とか、いろんな小・中・高という枠組みに入らない学校が出てきているというのが背景ということではないんですか。

教職員課長



そのように考えます。義務教育学校の創設等に伴いという言葉も国の免許法の改正にありますので、同じ学校で、今は前期課程、後期課程という形になっておりますが、同じ学校でいろいろ教育を進めていくうえで、特に中学校の方が小学校免許を少しでも取りやすいようにということで、今回の改正ということじゃないかと考えています。

委員長  
それでは、よろしいでしょうか。

**【採決】**

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

**・審議事項**

**議案第60号 教育職員免許状の更新等に関する規則の一部を改正する規則案（公開）**  
(小見山教職員課長説明)

議案第60号 教育職員免許状の更新等に関する規則の一部を改正する規則案  
教育職員免許状の更新等に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成29年3月8日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 教育職員免許状の更新等に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

それでは、5ページをお願いいたします。今回の改正理由を簡単ではございますが、説明させていただきます。改正理由です。義務教育学校が三重県内に設置されることに伴い、規定を整備します。改正内容は、具体の中身といたしまして、7ページをご覧ください。新旧対照表ですが、それぞれ第3条、第5条、中学校のところの下に義務教育学校を追記という形の改正でございます。

簡単でございますが、以上でございます。

**【質疑】**

委員長  
議案第60号については、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

**【採決】**

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

**・審議事項**

**議案第61号 三重県立学校における学校運営協議会を設置する学校の指定について**  
(公開)

(長谷川高校教育課長説明)

議案第61号 三重県立学校における学校運営協議会を設置する学校の指定について

三重県立学校における学校運営協議会を設置する学校の指定について、別紙のとおり提案する。平成29年3月8日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県立学校における学校運営協議会を設置する学校の指定については、三重県教育委員会権限委任規則第1条第20号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

それでは、1ページをご覧ください。三重県立学校における学校運営協議会を設置する学校、いわゆるコミュニティ・スクールに新たに指定する学校は、南伊勢高等学校南勢校舎です。南伊勢高等学校南勢校舎は、この制度の導入により地域に開かれた信頼される学校づくりを進めていくことを目指しています。平成29年4月1日付けで新たに指定をお願いするものです。

2ページ、「1 これまでの状況」をご覧ください。南伊勢高等学校南勢校舎では、平成27年度から2年間、「コミュニティ・スクール導入等促進事業」、これは国事業でございますが、その指定を受け、学校運営協議会制度の導入に向けた研究に取り組んでまいりました。

「2 具体的な取組内容等」として、「地域ビジネス創出プロジェクト」、いわゆるSBPや防災教育、ボランティア活動など、地域と協働した取組等を通して学校の活性化に取り組んでおり、特にビジネスの手法により若者が町に定着できる仕組みをつくることを目的としたSBPは、地方創生のモデルとして全国からも注目を集めているところです。

3ページの「3 今後の方向性」をご覧ください。南伊勢高等学校南勢校舎の学校運営協議会制度の導入により、学校に対する地域の意識が協力から参画に変わり、「自分たちの学校」として、学校運営に積極的に関わることで、学校教育の目標を地域と共有し、地域とともにある学校づくりを一層充実することが可能になります。

また、地域の人々が学校運営に深く関わり、意見を反映させることで、これまでの地域連携による学びを拡充し、学びの質の向上を目指します。特に学校だけではなく、地域の活性化も含めた地域創生や、高齢化や過疎化といった地域の課題解決をテーマとした学びの充実を図ります。平成29年度入学生からは、世界的視野に立ち、地域の将来を担う人材、グローバル人材の育成を目指した「地域創生アドバンスコース」を設置いたします。

4ページは、学校から選出された学校運営協議会委員の推薦者の一覧でございます。学校から推薦された委員は、地域住民を中心に構成をされています。

5ページは、南伊勢高等学校南勢校舎が指定された場合の指定書となります。

6、7ページは、学校から提出された運営協議会を設置する学校指定申請書と推薦書です。

8ページから12ページまでは、学校運営協議会を設置する学校に関する法令等です。

以上でございます。よろしく願いいたします。

## 【質疑】

委員長

それでは、議案第61号はいかがでしょう。よろしいでしょうか。

岩崎委員

これからもう1回、SBPを含めて学校運営協議会で南伊勢高校の応援団をきっちりやっていこうという話ですね。そうすると、今年は入学者はどれぐらいになるんですか。

高校教育課長

前期選抜で既に5名が内定しておりますが、後期選抜は志願変更も含めて希望者がいないという状況になっています。非常に厳しい状況で、これまでもSBPやそれ以外のボランティア、防災など、非常に地域と深く関わって、生徒たちの状況を見ていると、3年間でかなり成長をしている姿も報告を受けているところです。委員の皆様も学校訪問していただきまして、生徒のプレゼンの姿もご覧になっていただいたところですが、非常に残念な結果となっています。

岩崎委員

これをてこにということですね。

高校教育課長

はい。力を入れていきたいと考えているところです。

岩崎委員

分かりました。

委員長

その5人の方は地域創生アドバンスコースですか。

高校教育課長

これはまだ決まっていません。

委員長

これは決まっていないということは、今年入学の学生は違う。

高校教育課長

28年度1年生はまだです。29年度よりスタートいたします。

委員長

分かりました。ほかによろしいでしょうか。

前田委員

3ページの(2)教育活動の充実の一番下の○、南伊勢町と連携を図り、以下うんぬんですが、要は課外授業を実施すると、進学希望者に特訓するということですね。塾講師をお招きしてということになると、費用は発生すると思うんですが、その費用は誰が、どこが負担するんですか。

高校教育課長

これは、いろんな支援を南伊勢町からも受けているところです。就職支援員の方も南伊勢町のほうで支援していただいたりとか、そういうことも含めておりますので、今後、南伊勢町と連携をしながら、その検討を進めていくということでございます。国公立大学への進学者についても、奨学金を支援するという施策も打ち出しているところですので、そのような形で連携をしていくということも検討していま

す。

前田委員

進学塾みたいなイメージか。

高校教育課長

補習ではなくてということです。進学塾というイメージです。

委員長

よろしいでしょうか。

#### 【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

#### ・審議事項

### 議案第62号 三重県立学校における学校運営協議会を設置する学校の再指定について（公開）

（長谷川高校教育課長説明）

議案第62号 三重県立学校における学校運営協議会を設置する学校の再指定について

三重県立学校における学校運営協議会を設置する学校の再指定について、別紙のとおり提案する。平成29年3月8日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県立学校における学校運営協議会を設置する学校の再指定については、三重県教育委員会権限委任規則第1条第20号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

それでは、1ページをご覧ください。今回、コミュニティ・スクールに再指定をする学校は白山高等学校です。白山高等学校では、平成25年4月1日にこの制度を導入いたしました。平成27年4月1日の再指定による期間2年間の終了にあたりまして、今後も地域に開かれた信頼される学校づくりを積極的に進めていくために、平成29年4月1日付けで再指定をお願いいたします。

2ページの「1 これまでの状況」をご覧ください。白山高等学校では、平成25年にコミュニティ・スクールを導入してから、学習指導、地域交流、キャリア教育の3つのテーマを設定して、テーマごとの部会を中心に活動をしています。

次に、「2 これまでの課題と対応」です。平成25年度から平成26年度までは、学校主導で運営を進めることが中心で、学校の教育目標を地域と共有するとともに、学校と地域の結びついた取組を充実することが、今後の課題でございました。そこで、平成27年度からの2年間は、これらの課題解決に取り組むことで、長期インターシップや、地域の歴史、自然を学ぶ科目など地域の人材や教育的資源を活用した授業が充実し、生徒の自己実現につながるなどの成果が挙がってまいりました。

一方、新たな課題としては、生徒がこれからの社会で求められる資質・能力を身につけられるよう、教育課程の検討を行うとともに、高校生が地域に関心を持ち、地域の資源を生かしたまちづくりや地域の活性化につながる学びの機会をより一層増やし

ていくということが挙げられています。

3ページの「3 今後の方向性」をご覧ください。今後は、学校と地域が目指す生徒像について、さらに認識を共有し、地域の教育資源の積極的な活用を進めることで、地域の歴史、文化、産業等の学習のほか、地域が抱える課題や地元の食材を使ったオリジナル商品（ジビエや味噌）を使った商品の開発、販売等をテーマにした課題探究的学習を拡充するなどして、高校生のアイデアをまちづくりに生かすとともに、主体的に社会に参画できる人材の育成を行っていきます。

4ページは、学校から提出された学校運営協議会の委員の一覧です。また、5ページは、指定書です。6ページ、7ページは、申請書と推薦書です。8ページから12ページまでは、学校運営協議会を設置する学校に関する法令です。

以上でございます。よろしく申し上げます。

#### 【質疑】

委員長

それでは、議案第62号はいかがでしょう。

関係ないかもしれませんが、紀南高校はどうなっているんですか。

高校教育課長

紀南高校は平成19年度に初めて指定を開始したときに、6月から指定をいたしました。その後、2校目の白山高校は4月に指定をさせていただいております。紀南高校は、来年度に入ってから指定をお願いいたします。

委員長

分かりました。ほかにいかがでしょうか。

岩崎委員

多分こういう方向性というのは、これから県立高校でも特に、先ほどの南伊勢高校もそうですが、ヒアリングであるとか、そういうのをやりながらという話になるんですが、南伊勢高校でちょっとがく然としましたが、これからだと。成果を入学者で測るとというのは、必ずしも正攻法ではないと思うけれども、一つの地域との連携の結果として表れてきた指標にはなるのかなと思うのですが、白山の場合には、入学者の動向はどんな感じでしょうか。

高校教育課長

本年度の後期選抜の志願状況は62名で公表しています。白山高校は、年によって倍率が上がったたり下がったりということで、一定して横ばいではない状況が続いていますが、志願者が若干定員を下回っている状況が2、3年続いております。

中高一貫教育を停止してコミュニティ・スクールを実施しているということですが、コミュニティ・スクールの影響かどうかは別にして、若干、地域からのニーズは減少気味という傾向はありますが、大きくは数字は変わっていません。

岩崎委員

そのあたりの今後の方向性、地域が主体となった学びの拡充とか、地域の活性化に貢献する取組の創出というのが、もちろん生徒が地域に残ってくれればいいですが、その前提としてそういう教育をやっているのなら行ってみようという中学校卒業生の

希望に結びつけば、それにこしたことはないと思います。注目すべき指標であると思いますし、これまでの振り返りも、その観点から、例えば、教育を白山で受けた子は、自分の成長をどういうふうに思っただろうかというのは、まとめたりしているのでしょうか。

高校教育課長

白山高校で始めるときには、紀南高校の取組を参考にさせていただきました。特に就職の面談指導などは、学校の教員以外にも学校運営協議会の方に指導を行っていたりしているケースもございます。それにより、学校の先生以外の方の目線でご指導いただくということで生徒に成長が見られたり、面接をしていただいている方にとっても、生徒の姿を含め学校のことを理解していただくことにもつながりました。また、運営協議会の方々からは、地域で白山高校の子どもたちは、こんなふうに指導したら、こういうふうに変わってきたということもアナウンスをしていただいていると聞いていますので、今後は横の広がりを広げPRしていくことが、今度の2年間の課題と考えています。それにより応援団を増やし、地域の保護者や中学生に対して浸透をしていけばいいのではないかと考えています。

ボランティアなどといった清掃活動なども、頻繁に外へ出ていく姿が見られていますので、それらからも地域の方々に白山高校の生徒の姿が見えてくるようになったという報告も受けているところです。少しずつ取組を進めたいと考えています。

岩崎委員

分かりました。

委員長

ほかによろしいでしょうか。

#### 【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

#### ・審議事項

#### 報告1 平成30年度全国高等学校総合体育大会の準備状況について（公開）

（三宅全国高校総体推進課長説明）

報告1 平成30年度全国高等学校総合体育大会の準備状況について

平成30年度全国高等学校総合体育大会の準備状況について、別紙のとおり報告する。平成29年3月8日提出 三重県教育委員会事務局 全国高校総体推進課長。

これまでの取組状況と今後の取組でございます。まず、これまでの状況ですが、実行委員会方式でやっておりまして、6つの部会に分けて取り組んでまいりました。2の(1)広報専門部会では、大会のポスターや総体NEWSという東海4県で作っているポスターなどの掲示をお願いしたりとか、イベントや会議などでの啓発活動とか、インターハイNEWSという高校生活動を中心にしたものを中学校、高校に貼ってもらったりというようなことをしてまいりました。

(2)競技専門部会につきましては、開催8市町と高体連の専門部と協議しながら、競技会場や練習会場をどうする、運営をどうする、費用はどれぐらいかかるというよ

うなことを調整してまいりました。

(3) 式典専門部会は、総合開会式を三重県が中心で行うのですが、総合開会式で行う高校生たちの歓迎演技をどうするかということ協議したりとか、あるいは、草花での装飾をどうするかということを検討してまいりました。

(4) 宿泊衛生専門部会につきましては、配宿業者が決まっております、そこどのように宿泊施設を確保していくかということで、夏休みシーズンでもございますので、そういう調整とか、あるいは、医師・看護師さんの確保とか、保健所とか、指導の協力依頼ということを進めてまいりました。

(5) 輸送警備専門部会につきましては、警察や交通事業者とともに、どういうふうに総合開会式での輸送警備を行うかを検討してまいりました。

(6) 高校生活動専門部会ですが、県の推進委員会では、「美し国市町対抗駅伝」等での大きなイベントのPR。それから、地区推進委員会、北・中・南とありますが、こちらもそれぞれイオンであったり、津シティマラソン等でPRをしていただいております。

2 ページの③で、高校生活動の学校の委員会ですが、68校でつくっていただきまして、文化祭やオープンキャンパスでPRしたりとか、あるいは、自ら桑名駅とかイオンの鈴鹿へ行かれたりとか、あるいは中学校でPRということで、主に今までは広報のほうをずっとお願いしてやっていただいております。

「3 今後の取組予定」ですが、まず事務局の我々のほうは、現在、2班体制ですが、今度3班体制で仕事をさせていただきます。場所も本庁から出まして、吉田山会館の1階で事務をさせていただく予定でございます。

(2) 東海4県での取組ということで、2、3カ月に一度、準備委員会や連絡協議会を開きまして、4県での分担を調整しております。例えば大会のハンドブックは静岡県がつくるとか、参加章は愛知県がつくるとかというようなことで役割分担をしながら進めております。

(3) 総合開会式です。8月1日に県営サンアリーナで行います。ここは大きく内容のところに書かせていただきましたが、選手団入場とか挨拶、祝辞、宣誓などの式典の部分と、その後の歓迎演技とに分かれております。29年につきましては、そういう歓迎演技の練習を行うとともに、そこで流す高校生たちに制作してもらった式典映像、あるいは、式典放送ということで高校生たちにアナウンスしてもらおうとか、草花をつくってもらおうというようなことを進めております。

(4) 競技種目別大会です。ここは8市町が中心になって行っていただきます。この4月、5月でそれぞれの市町に実行委員会を設立する予定ですので、いよいよ市町のほうも本格的に動いてきました。それから、運営費をどうするかという調整を行うことと、③競技担当教員ということで、インターハイは高校教育活動の一環でございますので、専門の競技の詳しい教員をお願いをして、市町の実行委員会と連携して準備を進めてまいりたいと思います。あと、役員の養成とか医師・看護師の協力などを今後、進めていく予定でございます。

最後の4ページの高校生活動でございます。今年度はPRを中心に行っていたいでしたが、来年度になりますと、②300日前イベントというのがございます。代々、

友情の花の種というのを先に開催した県から送っていただくという式典がございますので、そこと合わせて大きなイベントをしたいと考えています。高校生たちの考えで、三重県は南北に長いので、複数箇所で行いたいという要望を受けておりますので、一緒にやろうと思っています。

③記念品ということで、1万8,000人分を手づくりということで、ここも今、高校生たちが議論をしていただいております、例えば伊賀組紐などを使ったもので何かできないかということも今、議論しておりますので、年度内には決めたいと思います。

④その他ということで、工業高校であれば、陸上競技で使う投てき運搬車とか、カウントダウンボードをつくるとか、あるいは、草花などを農業高校の生徒が作るということで、この支えるほうの活動も一生懸命やってまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。

#### 【質疑】

委員長

報告1はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

岩崎委員

1万8,000人分の宿泊は県内、大丈夫ですか。

全国高校総体推進課長

今、あたっております。ちょうど夏休みでもあり大変ですが、全国高体連が事業者と契約をしております、そこが当たるんですが、我々も一緒にぜひ宿を提供してほしいということで依頼をしたいと、何とかやっていきたいと思っています。

岩崎委員

民泊という話ではないんですか。

全国高校総体推進課長

ないです。高校生たちが泊まりますので1泊2食が原則で、そのあたりも少し宿の確保が難しいところですが、何とかしたいと思います。

委員長

ほかによろしいでしょうか。

—全委員が本報告を了承する—

#### ・審議事項

#### 報告2 教職員の資質能力向上支援事業の平成28年度実施結果及び平成29年度概要について (公開)

(小見山教職員課長説明)

報告2 教職員の資質能力向上支援事業の平成28年度実施結果及び平成29年度概要について

教職員の資質能力向上支援事業の平成28年度実施結果及び平成29年度概要について、別紙のとおり報告する。平成29年3月8日提出 三重県教育委員会事務局 教



職員課長。

1 ページをご覧ください。「1 要旨」の内容ですが、平成28年度指導改善研修を受講した教員の研修後の措置及び平成29年度指導改善研修の対象となる教員の認定及び措置を決定いたしましたので、報告させていただきます。

「2 内容」でございます。平成28年度実施結果でございます。平成28年度に指導改善研修を受講した教員3名（小学校2名、中学校1名）の研修後の措置について、1月30日開催の三重県指導改善研修審査委員会でご審議していただきました。その意見をもとに2月3日開催の三重県指導改善研修判定委員会において、当該3名について審査をして、以下のとおりとさせていただいております。

まず、ア 指導が不適切である教員の認定を解除し、平常勤務に復帰させる者1名です。当該教員は、学習指導、生徒指導及び社会性において研修の効果が見られ、一般の教員と同等まで改善したということから、上記の措置としたところでございます。

2人目、イ 指導が不適切である教員の認定を解除し、1年間の指導を伴う勤務に復帰させる者1名ということでございます。この教員につきましても、一定の研修成果が見られまして、指導が不適切である教員の認定を解除するものの、コミュニケーション能力に課題が残ることから、1年間の指導を伴う勤務という形で復帰させるということでございます。

3人目、ウ 指導が不適切である教員の認定を解除せず、退職を勧告するというところで1名でございます。状況ですが、当該教員は、自己課題の認知が進まず、改善が見られない状況であることから、上記の措置をしたというところでございます。

なお、この教員につきましては、自分の研修の状況について、十分理解しておりまして、今回、自ら退職の申し出があるということでございます。

(2) 平成29年度概要でございます。29年度の指導改善研修の対象となる教員についてでございますが、市町等教育委員会から報告がありました教員3名（小学校2名、中学校1名）について、同様に1月20日開催の三重県指導改善研修審査委員会においてご審議いただくとともに、その意見をもとに、2月3日開催の三重県指導改善研修判定委員会において、3人について審査し、いずれも指導が不適切である教員に認定して、校外指導改善研修を総合教育センターでの1年間の研修ということでございますが、その措置について決定をしたところでございます。

今後の対応ですが、28年度のところでご説明させていただいた2名の解除した職員につきましては、市町等教育委員会及び所属校の校長と連携し、円滑な復帰を支援していきたいというところでございます。特に1名については、指導を伴う勤務という状態で復帰させる者について、適切に指導をしていきたいというところでございます。

また、新たに29年度、指導が不適切である教員に認定した3名については、その課題に応じた研修プログラムを策定のうえ、29年4月から30年3月までの1年間、三重県校外指導改善研修を実施したいと考えています。

説明は、以上でございます。

【質疑】

委員長

報告2につきまして、いかがでしょうか。

柏木委員

今年度の小学校2名、中学校1名、これは何年ぐらいお勤めされた方で何歳ぐらいでしょうか。

教職員課長

認定のほうにつきましては、4年目の方が1名で、この方は50歳代です。あと、20代の方がお2人で、2名とも今年度入られた方ということでございます。

柏木委員

意見としては、1年目だとやっぱりもうちょっと判断と、学校での面接等、学校での教育等、どこかで見つからなかったのかな。もっといい先生を落としてしまったわけですね。もっと良いという言い方は失礼ですが。なので、頑張って面接のほうはしっかりとしていただければと思います。

教職員課長

おっしゃられること本当にごもつものなので。ちょっと言い訳がましいのですが、本当に初任の人につきましては、丁寧に丁寧にということで、早い段階でもちょっとおかしくないかということについて、研修センターのほうにも情報が入りますし、教委のほうにも情報が上がってきて、対応・対策をとるために情報共有もさせていただきながら、すすめています。市教委もこの段階で研修を受けさせたほうが、きっと将来のためだということで、内申もあってということですので、そういうようなところも含めてご理解をいただけたらというところです。申し訳ございません。

委員長

では、ついでに28年度の3人の方は。

教職員課長

まず、今回、自主退職、退職勧告という方、この方は50歳代の方でした。あと、もう平常復帰という方については、30歳代で、この方も去年1年目でまいって、今年2年目で研修を受けてということです。この方は良い形でできました。3人目の来年も少し関わりもしながら復帰という方につきましては、1年お勤めして2年目から研修を受けていただいて、その方については、2年間研修を受けていただいたという形になっています。20歳代の方です。

委員長

分かりました。

岩崎委員

例えば、今年の方で言うと、コミュニケーション能力に課題が残っているという、1年研修を受けた結果ですよね。というのは、コミュニケーション能力に課題が残ったら、現場復帰もかなりしんどいかなと思うんですが、ここは専門の方がそういうふうに判断をされたんだろうと思うんですが。ちょっと心配な感じがしますね。

教職員課長

2年間、研修を受けていただいた方ですが、1年目と比べると本当に良くなるはなったのですが、一般の方と比べるとまだまだというところですが、そういう意味では本当に子どもとの関わりとか出てきますので、変わったなと感じる部分はありますが、ま

だまだな部分もありますので、ここで現場に復帰していただいて、ぜひ、この2年間の研修成果を現場で発揮していただきたいという思いもありまして、このような形になったところでございます。

委員長

新しく教員3名の方がまた認定をされるということですが、その2人が初任者ですね。何か学校でどんな問題を起こして、例えば保護者とうまくいかないとか、児童生徒に授業ができないとか、そういう基本的な資質能力に疑いがかけられるような出来事が起こったということなんでしょうか。

教職員課長

いろんなことがあります。1人につきましては、生徒との関わりとか環境の中で、うまく関係を築けずに、そこのところ弱いというようなところがある方です。

もう1人の方についても、自分の自己認識と他人の方が見ていただいてどうかという差が、自分はきちんとできているはずなのに、いや、まだまだこれではというところの部分があったりとかして、この部分については、研修で成果の出る部分というのがあるということで、今回お願いしたところ。あまり具体的でなくて申し訳ないですが。

教職員課班長

1人は、学習指導等で問題がある中で、あまり熱心な教材研究をしないとか、そういった傾向があると聞いておる方でございます。それをやっていないと言わず、用意はやってあるんですがというような、ちょっと言い逃れするような形がありまして、そういったところで生徒と信頼関係、先生方との信頼関係が構築できなかったという部分がある方です。

もう1人につきましては、ちょっと授業の中で生徒との上下関係といったらおかしいですが、先生たる者の指導というところの部分に希薄なところがありまして、授業の中でちょっと危ない実習を行うときに、安全性を自分の中で判断できず、危険な目にあわせたり、そういった形の実習をしておったことが、子どもから保護者等に話が行きまして、学校の中で問題になっていたというような形から、ちょっと自信をなくしながら、こういう形になっているというところでございます。

委員長

要望ですが、個別的な相談と言いますか、その人独自の問題というのはあるかもしれないですが、こういう事態が起こっているということは、一体何が問題なのかということのを少し普遍化する形でというか、一般化する形で教員養成側に伝えていただくと、非常にありがたいかと思えます。差し障りのないような形で、こういうことが問題になって起きているということ、ぜひ生々しい事例で教えていただくとありがたいかと思えます。

それでは、報告2はいかががでしょうか。よろしいでしょうか。

—全委員が本報告を了承する—

・審議事項

**議案第63号 公立学校職員の退職手当に関する条例に基づく人事委員会への意見聴取について (非公開)**

福利・給与課長および教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

**・審議事項**

**議案第64号 平成30年度三重県立高等学校入学者選抜実施方針(案)について (非公開)**

高校教育課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

**・審議事項**

**議案第65号 三重県立四日市工業高等学校への専攻科の設置について (非公開)**

高校教育課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

**・審議事項**

**報告3 平成30年度三重県立四日市工業高等学校専攻科入学者選抜の概要について (非公開)**

高校教育課長が説明し、全委員が本報告を了承する。

**・審議事項**

**報告4 三重県人権教育基本方針の改定(最終案)について (非公開)**

人権教育課長が説明し、全委員が本報告を了承する。